

第1号議案

豊岡市事務分掌条例等の一部を改正する条例制定について

豊岡市事務分掌条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年1月19日提出

豊岡市長 関貫久仁郎

(理由)

市長権限の事務を分掌する部の再編及び事務分掌の変更等並びに教育に関する事務の職務権限の特例による事務等を市長から教育委員会に変更をするため。

豊岡市事務分掌条例等の一部を改正する条例

(豊岡市事務分掌条例の一部改正)

第1条 豊岡市事務分掌条例（平成17年豊岡市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第1条及び第2条を次のように改める。

(部の設置)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第1項の規定に基づき、市長の権限に属する事務を分掌させるため、次の部を設ける。

- (1) 行政管理部
- (2) デジタルトランスフォーメーション推進部
- (3) 危機管理部
- (4) 総務部
- (5) 暮らし創造部
- (6) 市民部
- (7) 健康福祉部
- (8) こども未来部
- (9) 観光文化部
- (10) コウノトリ共生部
- (11) 都市整備部

(部の事務分掌)

第2条 前条に規定する部の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 行政管理部
 - ア 秘書に関する事項
 - イ 広報及び広聴に関する事項
 - ウ 財政に関する事項
 - エ 公有財産に関する事項
- (2) デジタルトランスフォーメーション推進部
 - ア 市政の総合的企画及び調整に関する事項
 - イ 地方創生に関する事項
 - ウ デジタルトランスフォーメーションの推進に関する事項
 - エ 情報化の推進に関する事項
 - オ 行財政改革の推進に関する事項
- (3) 危機管理部

危機管理に関する事項

(4) 総務部

- ア 議会に関する事項
- イ 公文書、法規及び統計に関する事項
- ウ 職員の人事、給与及び福利厚生に関する事項
- エ 他の部の所管に属さない事項

(5) くらし創造部

- ア 地域づくり施策に関する事項
- イ 定住促進に関する事項
- ウ ジェンダーギャップの解消に関する事項
- エ 環境衛生及び廃棄物に関する事項
- オ 消費者行政に関する事項

(6) 市民部

- ア 戸籍及び住民基本台帳に関する事項
- イ 国民年金及び国民健康保険に関する事項
- ウ 市税の賦課及び徴収に関する事項

(7) 健康福祉部

- ア 市民福祉に関する事項
- イ 介護保険に関する事項
- ウ 健康に関する事項

(8) こども未来部

- 子ども・子育てに関する事項

(9) 観光文化部

- ア 観光施策に関する事項
- イ 文化及び文化財の保護に関する事項
- ウ スポーツに関する事項

(10) コウノトリ共生部

- ア 農業、林業及び水産業に関する事項
- イ 商業、工業及び特産業に関する事項
- ウ 経済施策に関する事項
- エ コウノトリ施策に関する事項
- オ 環境施策に関する事項

(11) 都市整備部

- ア 道路及び河川に関する事項
- イ 都市計画に関する事項
- ウ 交通施策に関する事項

エ 建築及び公営住宅に関する事項

オ 公共用地の取得に関する事項

カ 地籍調査に関する事項

(豊岡市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の一部改正)

第2条 豊岡市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例（平成26年豊岡市条例第8号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「図書館、」及び「及び青少年センター」を削る。

(豊岡市立生涯学習サロンの設置及び管理に関する条例の一部改正)

第3条 豊岡市立生涯学習サロンの設置及び管理に関する条例（令和3年豊岡市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「市長」を「豊岡市教育委員会（以下「教育委員会」という。）」に改める。

第5条から第8条まで、第10条第1項及び第11条中「市長」を「教育委員会」に改める。

第14条ただし書中「市長が生涯学習サロン」を「教育委員会が生涯学習サロン」に改める。

第15条及び第17条中「市長」を「教育委員会」に改める。

第18条第2項中「市長」を「教育委員会」に改め、同条第3項中「市長の指示」を「教育委員会の指示」に改める。

第20条第1項及び第2項第4号中「市長」を「教育委員会」に改め、同条第3項中「市長は」を「教育委員会は」に、「市長の」を「教育委員会の」に、「、第17条並びに第18条第2項及び第3項中」を「及び第17条中「教育委員会」とあるのは「指定管理者」と、第18条第2項中「教育委員会」とあるのは「指定管理者」と、同条第3項中「教育委員会」とあり、」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(豊岡市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に、市長の職務権限によりなされた処分、手続その他の行為のうち、この条例第2条の規定による改正後の豊岡市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の規定により豊岡市教育委員会が管理し、及び執行することとした事務に係るものについては、豊岡市教育委員会によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

(豊岡市立生涯学習サロンの設置及び管理に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

3 施行日前に、この条例第3条の規定による改正前の豊岡市立生涯学習サロンの設置及び管理に関する条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例第3条の規定による改正後の豊岡市立生涯学習サロンの設置及び管理に関する条例の相当規定によりなされたものとみなす。

(豊岡市交通安全対策会議条例の一部改正)

4 豊岡市交通安全対策会議条例(平成17年豊岡市条例25号)の一部を次のように改正する。

第6条中「市民生活部」を「くらし創造部」に改める。

(豊岡市職員の給与に関する条例の一部改正)

5 豊岡市職員の給与に関する条例(平成17年豊岡市条例第51号)の一部を次のように改正する。

別表第3のアの表7級の項中「、防災監」を削る。

(豊岡市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例の一部改正)

6 豊岡市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例(平成17年豊岡市条例69号)の一部を次のように改正する。

第6条第8項中「政策調整部」を「行政管理部」に改める。

(豊岡市青少年問題協議会条例の一部改正)

7 豊岡市青少年問題協議会条例(平成17年豊岡市条例第168号)の一部を次のように改正する。

第8条中「地域コミュニティ振興部」を「教育委員会事務局」に改める。

(豊岡市青少年センター条例の一部改正)

8 豊岡市青少年センター条例(平成17年豊岡市条例169号)の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「市長」を「豊岡市教育委員会(以下「教育委員会」という。)」に改める。

第6条中「市長」を「教育委員会」に改める。

(豊岡市立図書館の設置及び管理に関する条例の一部改正)

9 豊岡市立図書館の設置及び管理に関する条例(平成17年豊岡市条例第171号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「市長」を「豊岡市教育委員会(以下「教育委員会」という。)」に改める。

第5条、第6条及び第8条中「市長」を「教育委員会」に改める。

第11条ただし書中「第8条第2項の規定により市長」を「第8条第2項の規定により教育委員会」に改める。

第12条、第14条、第15条第2項及び第17条第2項中「市長」を「教育委員会」に改める。

(豊岡市文化財保護に関する条例の一部改正)

- 10 豊岡市文化財保護に関する条例(平成17年豊岡市条例第185号)の一部を次のように改正する。

第19条第4項中「地域コミュニティ振興部」を「観光文化部」に改める。

(豊岡市環境審議会条例の一部改正)

- 11 豊岡市環境審議会条例(平成18年豊岡市条例第42号)の一部を次のように改正する。

第9条中「市民生活部」を「コウノトリ共生部」に改める。

(豊岡市子ども・子育て会議条例の一部改正)

- 12 豊岡市子ども・子育て会議条例(平成25年豊岡市条例第40号)の一部を次のように改正する。

第8条中「教育委員会事務局」を「こども未来部」に改める。

豊岡市事務分掌条例等の一部を改正する条例案要綱

1 改正の内容

(1) 豊岡市事務分掌条例の一部改正（第1条関係）

市長の権限に属する事務を分掌する部は、次に掲げる11部とし、当該部の事務は、それぞれに規定する事項とすること。（第1条、第2条関係）

ア 行政管理部 秘書、広報、広聴、財政及び公有財産に関する事項

イ デジタルトランスフォーメーション推進部 市政の総合的企画及び調整、地方創生、デジタルトランスフォーメーションの推進、情報化の推進並びに行財政改革の推進に関する事項

ウ 危機管理部 危機管理に関する事項

エ 総務部 議会、公文書、法規、統計並びに職員の人事、給与及び福利厚生に関する事項

オ 暮らし創造部 地域づくり施策、定住促進、ジェンダーギャップの解消、環境衛生及び廃棄物並びに消費者行政に関する事項

カ 市民部 戸籍、住民基本台帳、国民年金、国民健康保険並びに市税の賦課及び徴収に関する事項

キ 健康福祉部 市民福祉、介護保険及び健康に関する事項

ク こども未来部 子ども・子育てに関する事項

ケ 観光文化部 観光施策、文化、文化財の保護及びスポーツに関する事項

コ コウノトリ共生部 農業、林業及び水産業、商業、工業及び特産業、経済施策、コウノトリ施策並びに環境施策に関する事項

サ 都市整備部 道路及び河川、都市計画、交通施策、建築及び公営住宅、公共用地の取得並びに地籍調査に関する事項

(2) 豊岡市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の一部改正（第2条関係）

豊岡市教育に関する事務の職務権限の特例を見直し、図書館及び青少年センターの設置、管理及び廃止に関する事務を市長から豊岡市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の職務権限にすること。

(3) 豊岡市立生涯学習サロンの設置及び管理に関する条例の一部改正（第3条関係）

生涯学習サロンの設置及び管理に関する事務を市長から教育委員会の職務権限にすること。

2 附則

(1) この条例は、令和5年4月1日から施行すること。（附則第1項関係）

(2) 令和5年4月1日前に、市長の職務権限によりなされた処分、手続その他の

行為のうち、改正後の豊岡市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の規定により教育委員会が管理し、及び執行することとした事務に係るものについては、教育委員会によりなされた処分、手続その他の行為とみなすこと。

(附則第2項関係)

(3) 令和5年4月1日前に、改正前の豊岡市立生涯学習サロンの設置及び管理に関する条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、改正後の豊岡市立生涯学習サロンの設置及び管理に関する条例の相当規定によりなされたものとみなすこと。(附則第3項関係)

(4) その他の条例について、所要の規定の整備を行うこと。(附則第4項から第12項関係)

豊岡市事務分掌条例新旧対照表（第1条関係）

現行	改正後（案）
<p><u>（部の設置）</u></p> <p><u>第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第1項の規定に基づき、市長の権限に属する事務を分掌させるため、次の部を設ける。</u></p> <p><u>(1) 政策調整部</u></p> <p><u>(2) 総務部</u></p> <p><u>(3) デジタルトランスフォーメーション推進部</u></p> <p><u>(4) 地域コミュニティ振興部</u></p> <p><u>(5) 市民生活部</u></p> <p><u>(6) 健康福祉部</u></p> <p><u>(7) 環境経済部</u></p> <p><u>(8) コウノトリ共生部</u></p> <p><u>(9) 都市整備部</u></p> <p><u>（部の事務分掌）</u></p> <p><u>第2条 前条に規定する部の分掌事務は、次のとおりとする。</u></p> <p><u>(1) 政策調整部</u></p> <p><u>ア 秘書に関する事項</u></p> <p><u>イ 広報及び広聴に関する事項</u></p> <p><u>ウ 市政の総合的企画及び調整に関する事項</u></p>	<p><u>（部の設置）</u></p> <p><u>第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第1項の規定に基づき、市長の権限に属する事務を分掌させるため、次の部を設ける。</u></p> <p><u>(1) 行政管理部</u></p> <p><u>(2) デジタルトランスフォーメーション推進部</u></p> <p><u>(3) 危機管理部</u></p> <p><u>(4) 総務部</u></p> <p><u>(5) 暮らし創造部</u></p> <p><u>(6) 市民部</u></p> <p><u>(7) 健康福祉部</u></p> <p><u>(8) こども未来部</u></p> <p><u>(9) 観光文化部</u></p> <p><u>(10) コウノトリ共生部</u></p> <p><u>(11) 都市整備部</u></p> <p><u>（部の事務分掌）</u></p> <p><u>第2条 前条に規定する部の分掌事務は、次のとおりとする。</u></p> <p><u>(1) 行政管理部</u></p> <p><u>ア 秘書に関する事項</u></p> <p><u>イ 広報及び広聴に関する事項</u></p> <p><u>ウ 財政に関する事項</u></p>

エ 地方創生に関する事項

オ 戦略的政策分野の調査及び研究に関する事項

カ 財政に関する事項

キ 公有財産に関する事項

ク 防災に関する事項

(2) 総務部

ア 議会に関する事項

イ 文書、法規及び統計に関する事項

ウ ジェンダーギャップの解消に関する事項

エ 職員の人事、給与及び福利厚生に関する事項

オ 他の部の所管に属さない事項

(3) デジタルトランスフォーメーション推進部

ア デジタルトランスフォーメーションの推進に関する事項

イ 情報化の推進に関する事項

ウ 行財政改革の推進に関する事項

(4) 地域コミュニティ振興部

ア 地域づくり施策に関する事項

イ 生涯学習に関する事項

ウ 文化及び文化財の保護に関する事項

エ スポーツに関する事項

(5) 市民生活部

ア 戸籍及び住民基本台帳に関する事項

イ 国民年金及び国民健康保険に関する事項

エ 公有財産に関する事項

(2) デジタルトランスフォーメーション推進部

ア 市政の総合的企画及び調整に関する事項

イ 地方創生に関する事項

ウ デジタルトランスフォーメーションの推進に関する事項

エ 情報化の推進に関する事項

オ 行財政改革の推進に関する事項

(3) 危機管理部

危機管理に関する事項

(4) 総務部

ア 議会に関する事項

イ 公文書、法規及び統計に関する事項

ウ 職員の人事、給与及び福利厚生に関する事項

エ 他の部の所管に属さない事項

(5) くらし創造部

ア 地域づくり施策に関する事項

イ 定住促進に関する事項

ウ ジェンダーギャップの解消に関する事項

エ 環境衛生及び廃棄物に関する事項

オ 消費者行政に関する事項

(6) 市民部

ア 戸籍及び住民基本台帳に関する事項

イ 国民年金及び国民健康保険に関する事項

ウ 交通安全及び消費者行政に関する事項

エ 環境保全及び廃棄物の処理に関する事項

オ 市税の賦課及び徴収に関する事項

(6) 健康福祉部

ア 市民福祉に関する事項

イ 介護保険に関する事項

ウ 健康に関する事項

エ 少子化対策に関する事項

(7) 環境経済部

ア 経済施策の企画及び調整に関する事項

イ 商業、工業及び特産業の振興に関する事項

ウ エコバレーの推進に関する事項

エ 大交流の推進に関する事項

オ 定住促進に関する事項

(8) コウノトリ共生部

ア コウノトリ施策に関する事項

イ 農業、林業及び水産業に関する事項

ウ 地籍調査に関する事項

(9) 都市整備部

ア 道路及び河川に関する事項

イ 都市計画に関する事項

ウ 交通施策に関する事項

エ 建築及び公営住宅に関する事項

オ 公共用地の取得に関する事項

ウ 市税の賦課及び徴収に関する事項

(7) 健康福祉部

ア 市民福祉に関する事項

イ 介護保険に関する事項

ウ 健康に関する事項

(8) こども未来部

子ども・子育てに関する事項

(9) 観光文化部

ア 観光施策に関する事項

イ 文化及び文化財の保護に関する事項

ウ スポーツに関する事項

(10) コウノトリ共生部

ア 農業、林業及び水産業に関する事項

イ 商業、工業及び特産業に関する事項

ウ 経済施策に関する事項

エ コウノトリ施策に関する事項

オ 環境施策に関する事項

(11) 都市整備部

ア 道路及び河川に関する事項

イ 都市計画に関する事項

ウ 交通施策に関する事項

エ 建築及び公営住宅に関する事項

オ 公共用地の取得に関する事項

カ 地籍調査に関する事項

豊岡市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例新旧対照表（第2条関係）

現行	改正後（案）
<p>（市長が管理し、及び執行する事務）</p> <p>第2条 市長は、次に掲げる教育に関する事務を管理し、及び執行することとする。</p> <p>(1) <u>図書館、歴史博物館及び青少年センター</u>の設置、管理及び廃止に関すること。</p> <p>(2)・(3) 略</p>	<p>（市長が管理し、及び執行する事務）</p> <p>第2条 市長は、次に掲げる教育に関する事務を管理し、及び執行することとする。</p> <p>(1) _____歴史博物館_____の設置、管理及び廃止に関すること。</p> <p>(2)・(3) 略</p>

豊岡市立生涯学習サロンの設置及び管理に関する条例新旧対照表（第3条関係）

現行	改正後（案）
<p>（事業）</p> <p>第3条 略</p> <p>2 市長_____は、生涯学習サロンの施設を、前項の事業の実施に支障のない限りにおいて、その目的以外の目的のために使用させることができる。</p> <p>（休館日）</p> <p>第5条 生涯学習サロンの休館日は、次に掲げる日とする。ただし、市長_____は、特に必要があると認めるときは、休館日を変更し、又は臨時の休館日を定めることができる。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>（開館時間）</p> <p>第6条 生涯学習サロンの開館時間は、午前9時から午後10時までとする。ただし、市長_____は、特に必要があると認めるときは、その時間を変更することができる。</p> <p>（使用の許可）</p> <p>第7条 別表に掲げる施設を使用しようとする者は、市長_____の許可を受けなければならない。ただし、生涯学習サロンの施設のうち屋外交流広場を公衆の休息の場として一時的に使用しようとする者その他市長_____が適当と認めるものについては、この限りでない。</p> <p>2 市長_____は、前項の許可に生涯学習サロンの管理上必要な条件を付し、又はこれを変更することができる。</p>	<p>（事業）</p> <p>第3条 略</p> <p>2 <u>豊岡市教育委員会</u>（以下「<u>教育委員会</u>」という。）は、生涯学習サロンの施設を、前項の事業の実施に支障のない限りにおいて、その目的以外の目的のために使用させることができる。</p> <p>（休館日）</p> <p>第5条 生涯学習サロンの休館日は、次に掲げる日とする。ただし、<u>教育委員会</u>は、特に必要があると認めるときは、休館日を変更し、又は臨時の休館日を定めることができる。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>（開館時間）</p> <p>第6条 生涯学習サロンの開館時間は、午前9時から午後10時までとする。ただし、<u>教育委員会</u>は、特に必要があると認めるときは、その時間を変更することができる。</p> <p>（使用の許可）</p> <p>第7条 別表に掲げる施設を使用しようとする者は、<u>教育委員会</u>の許可を受けなければならない。ただし、生涯学習サロンの施設のうち屋外交流広場を公衆の休息の場として一時的に使用しようとする者その他<u>教育委員会</u>が適当と認めるものについては、この限りでない。</p> <p>2 <u>教育委員会</u>は、前項の許可に生涯学習サロンの管理上必要な条件を付し、又はこれを変更することができる。</p>

(許可の基準)

第8条 市長 _____ は、次の各号のいずれかに該当するときは、前条第1項の許可をしてはならない。

(1)～(3) 略

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長 _____ がその使用を不適當であると認めるとき。

2 市長 _____ は、生涯学習サロンの管理上又は公益上支障があると認めるときは、前条第1項の許可をしないことができる。

(特別の設備の設置等)

第10条 使用者は、特別の設備若しくは器具を設置し、若しくは使用し、又は施設の現状を変更しようとするときは、市長 _____ の許可を受けなければならない。

2 略

(許可の取消し等)

第11条 市長 _____ は、次の各号のいずれかに該当するときは、許可を取り消し、又は施設の使用の制限をし、若しくは使用の停止を命ずることができる。

(1)～(5) 略

2 市長 _____ は、生涯学習サロンの管理上又は公益上やむを得ない必要が生じたときは、使用者に対し、前項の規定による処分をすることができる。

(使用料の不還付)

第14条 使用料で既に納めたものは、還付しない。ただし、第11条第2項の規定により市長が生涯学習サロン _____ の管理上又は公益上やむを

(許可の基準)

第8条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、前条第1項の許可をしてはならない。

(1)～(3) 略

(4) 前3号に掲げるもののほか、教育委員会がその使用を不適當であると認めるとき。

2 教育委員会は、生涯学習サロンの管理上又は公益上支障があると認めるときは、前条第1項の許可をしないことができる。

(特別の設備の設置等)

第10条 使用者は、特別の設備若しくは器具を設置し、若しくは使用し、又は施設の現状を変更しようとするときは、教育委員会の許可を受けなければならない。

2 略

(許可の取消し等)

第11条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、許可を取り消し、又は施設の使用の制限をし、若しくは使用の停止を命ずることができる。

(1)～(5) 略

2 教育委員会は、生涯学習サロンの管理上又は公益上やむを得ない必要が生じたときは、使用者に対し、前項の規定による処分をすることができる。

(使用料の不還付)

第14条 使用料で既に納めたものは、還付しない。ただし、第11条第2項の規定により教育委員会が生涯学習サロンの管理上又は公益上やむを

得ない必要が生じたとして同条第1項に規定する処分をしたとき、その他市長が特別の理由があると認めるときは、申請により、その全部又は一部を還付することができる。

(入館及び入場の制限等)

第15条 市長 _____ は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、生涯学習サロンの施設への入館若しくは入場を拒絶し、又は生涯学習サロンからの退館若しくは退場を命ずることができる。

(1)～(5) 略

(立入り等)

第17条 市長 _____ は、生涯学習サロンの管理上必要があると認めるときは、許可をした場所に立ち入り、関係者に質問をし、又は必要な事項を指示することができる。

(原状回復の義務)

第18条 略

2 市長 _____ は、使用者が前項の義務を履行しないときは、その原状回復に必要な措置を採るべきことを命ずることができる。

3 前項の場合において、使用者が市長の指示 _____ に従わないときは、市長は、原状回復に必要な費用を使用者から徴収するものとする。

(指定管理者による管理)

第20条 市長 _____ は、生涯学習サロンの管理運営上必要があると認めるときは、指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に生涯学習サロンの管理を行わせることができる。

2 前項の規定により指定管理者に生涯学習サロンの管理を行わせる場

得ない必要が生じたとして同条第1項に規定する処分をしたとき、その他市長が特別の理由があると認めるときは、申請により、その全部又は一部を還付することができる。

(入館及び入場の制限等)

第15条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、生涯学習サロンの施設への入館若しくは入場を拒絶し、又は生涯学習サロンからの退館若しくは退場を命ずることができる。

(1)～(5) 略

(立入り等)

第17条 教育委員会は、生涯学習サロンの管理上必要があると認めるときは、許可をした場所に立ち入り、関係者に質問をし、又は必要な事項を指示することができる。

(原状回復の義務)

第18条 略

2 教育委員会は、使用者が前項の義務を履行しないときは、その原状回復に必要な措置を採るべきことを命ずることができる。

3 前項の場合において、使用者が教育委員会の指示 _____ に従わないときは、市長は、原状回復に必要な費用を使用者から徴収するものとする。

(指定管理者による管理)

第20条 教育委員会は、生涯学習サロンの管理運営上必要があると認めるときは、指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に生涯学習サロンの管理を行わせることができる。

2 前項の規定により指定管理者に生涯学習サロンの管理を行わせる場

合の当該指定管理者が行う業務は、次に掲げるとおりとする。

(1)～(3) 略

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が定める業務

3 第1項の規定により指定管理者に生涯学習サロンの管理を行わせる場合において、第5条から第8条まで、第10条第1項、第11条、第15条、第17条並びに第18条第2項及び第3項の規定の適用については、第5条及び第6条中「市長は、特に必要があると認めるときは」とあるのは「指定管理者は、特に必要があると認めるときは市長の承認を得て」と、第7条、第8条、第10条第1項、第11条、第15条、第17条並びに第18条第2項及び第3項中

「市長」とあるのは「指定管理者」とする。

4 略

合の当該指定管理者が行う業務は、次に掲げるとおりとする。

(1)～(3) 略

(4) 前3号に掲げるもののほか、教育委員会が定める業務

3 第1項の規定により指定管理者に生涯学習サロンの管理を行わせる場合において、第5条から第8条まで、第10条第1項、第11条、第15条、第17条並びに第18条第2項及び第3項の規定の適用については、第5条及び第6条中「教育委員会は、特に必要があると認めるときは」とあるのは「指定管理者は、特に必要があると認めるときは教育委員会の承認を得て」と、第7条、第8条、第10条第1項、第11条、第15条及び第17条中「教育委員会」とあるのは「指定管理者」と、第18条第2項中「教育委員会」とあるのは「指定管理者」と、同条第3項中「教育委員会」とあり、「市長」とあるのは「指定管理者」とする。

4 略

豊岡市交通安全対策会議条例新旧対照表（附則第4項関係）

現行	改正後（案）
（庶務） 第6条 会議の庶務は、 <u>市民生活部</u> において処理する。	（庶務） 第6条 会議の庶務は、 <u>くらし創造部</u> において処理する。

豊岡市職員の給与に関する条例新旧対照表（附則第5項関係）

現行		改正後（案）	
別表第3（第5条関係）		別表第3（第5条関係）	
ア 行政職給料表級別標準職務表		ア 行政職給料表級別標準職務表	
職務の級	標準職務	職務の級	標準職務
1級 ～ 6級	略	1級 ～ 6級	略
7級	1 技監、部長、 <u>防災監</u> 、振興局長若しくは部参事の職務又は規則で定める職務 2・3 略	7級	1 技監、部長_____、振興局長若しくは部参事の職務又は規則で定める職務 2・3 略
イ 医師職給料表級別標準職務表		イ 医師職給料表級別標準職務表	
略		略	

豊岡市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例新旧対照表（附則第6項関係）

現行	改正後（案）
<p>（審査会） 第6条 略 2～7 略 8 審査会の庶務は、<u>政策調整部</u>において処理する。</p>	<p>（審査会） 第6条 略 2～7 略 8 審査会の庶務は、<u>行政管理部</u>において処理する。</p>

豊岡市青少年問題協議会条例新旧対照表（附則第7項関係）

現行	改正後（案）
<p>（庶務） 第8条 協議会の庶務は、<u>地域コミュニティ振興部</u>において処理する。</p>	<p>（庶務） 第8条 協議会の庶務は、<u>教育委員会事務局</u>において処理する。</p>

豊岡市青少年センター条例新旧対照表（附則第8項関係）

現行	改正後（案）
<p>（補導委員）</p> <p>第4条 略</p> <p>2 補導委員は、120人以内とし、<u>市長</u> _____が任命する。</p> <p>3・4 略</p> <p>（委任）</p> <p>第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、<u>市長</u>_____が定める。</p>	<p>（補導委員）</p> <p>第4条 略</p> <p>2 補導委員は、120人以内とし、<u>豊岡市教育委員会（以下「教育委員会」という。）</u>が任命する。</p> <p>3・4 略</p> <p>（委任）</p> <p>第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、<u>教育委員会</u>が定める。</p>

豊岡市立図書館の設置及び管理に関する条例新旧対照表（附則第9項関係）

現行	改正後（案）
<p>（事業）</p> <p>第3条 略</p> <p>2 市長_____は、図書館の施設を、前項の事業の実施に支障のない限りにおいて、生涯学習活動その他公共のために使用させることができる。</p> <p>（使用の許可）</p> <p>第5条 別表に掲げる施設を使用しようとする者は、市長_____の許可を受けなければならない。</p> <p>2 市長_____は、前項の許可に図書館の管理上必要な条件を付し、又はこれを変更することができる。</p> <p>（許可の基準）</p> <p>第6条 市長_____は、次の各号のいずれかに該当するときは、前条第1項の許可をしてはならない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、市長_____がその使用を不適當であると認めるとき。</p> <p>2 市長_____は、図書館の管理上又は公益上支障があると認めるときは、前条第1項の許可をしないことができる。</p> <p>（許可の取消し等）</p> <p>第8条 市長_____は、次の各号のいずれかに該当するときは、許可を取り消し、又は施設の使用の制限をし、若しくは使用の停止を命ずる</p>	<p>（事業）</p> <p>第3条 略</p> <p>2 <u>豊岡市教育委員会</u>（以下「<u>教育委員会</u>」という。）は、図書館の施設を、前項の事業の実施に支障のない限りにおいて、生涯学習活動その他公共のために使用させることができる。</p> <p>（使用の許可）</p> <p>第5条 別表に掲げる施設を使用しようとする者は、<u>教育委員会</u>の許可を受けなければならない。</p> <p>2 <u>教育委員会</u>は、前項の許可に図書館の管理上必要な条件を付し、又はこれを変更することができる。</p> <p>（許可の基準）</p> <p>第6条 <u>教育委員会</u>は、次の各号のいずれかに該当するときは、前条第1項の許可をしてはならない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、<u>教育委員会</u>がその使用を不適當であると認めるとき。</p> <p>2 <u>教育委員会</u>は、図書館の管理上又は公益上支障があると認めるときは、前条第1項の許可をしないことができる。</p> <p>（許可の取消し等）</p> <p>第8条 <u>教育委員会</u>は、次の各号のいずれかに該当するときは、許可を取り消し、又は施設の使用の制限をし、若しくは使用の停止を命ずる</p>

ことができる。

(1)～(5) 略

2 市長は、図書館の管理上又は公益上やむを得ない必要が生じたときは、使用者に対し、前項に規定する処分をすることができる。

(使用料の不還付)

第11条 既に納付された使用料は、還付しない。ただし、第8条第2項の規定により市長が図書館の管理上又は公益上やむを得ない必要が生じたとして同条第1項に規定する処分をしたとき、その他市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(入館の制限等)

第12条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、図書館への入館を拒絶し、又は図書館からの退館を命ずることができる。

(1)～(4) 略

(立入り等)

第14条 市長は、図書館の管理上必要があると認めるときは、許可をした場所に立ち入り、関係者に質問をし、又は必要な指示をすることができる。

(原状回復の義務)

第15条 略

2 市長は、使用者が前項の義務を履行しないときは、その原状回復に必要な措置を採るべきことを命ずることができる。

(図書館協議会)

第17条 略

ことができる。

(1)～(5) 略

2 教育委員会は、図書館の管理上又は公益上やむを得ない必要が生じたときは、使用者に対し、前項に規定する処分をすることができる。

(使用料の不還付)

第11条 既に納付された使用料は、還付しない。ただし、第8条第2項の規定により教育委員会が図書館の管理上又は公益上やむを得ない必要が生じたとして同条第1項に規定する処分をしたとき、その他市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(入館の制限等)

第12条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、図書館への入館を拒絶し、又は図書館からの退館を命ずることができる。

(1)～(4) 略

(立入り等)

第14条 教育委員会は、図書館の管理上必要があると認めるときは、許可をした場所に立ち入り、関係者に質問をし、又は必要な指示をすることができる。

(原状回復の義務)

第15条 略

2 教育委員会は、使用者が前項の義務を履行しないときは、その原状回復に必要な措置を採るべきことを命ずることができる。

(図書館協議会)

第17条 略

2 協議会の委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から市長が任命する。

3～5 略

2 協議会の委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から教育委員会が任命する。

3～5 略

豊岡市文化財保護に関する条例新旧対照表（附則第10項関係）

現行	改正後（案）
<p>（会議） 第19条 略 2・3 略 4 審議会の庶務は、<u>地域コミュニティ振興部</u>において処理する。</p>	<p>（会議） 第19条 略 2・3 略 4 審議会の庶務は、<u>観光文化部</u>において処理する。</p>

豊岡市環境審議会条例新旧対照表（附則第11項関係）

現行	改正後（案）
<p>（庶務） 第9条 審議会の庶務は、<u>市民生活部</u>において処理する。</p>	<p>（庶務） 第9条 審議会の庶務は、<u>コウノトリ共生部</u>において処理する。</p>

豊岡市子ども・子育て会議条例新旧対照表（附則第12項関係）

現行	改正後（案）
<p>（庶務） 第8条 会議の庶務は、<u>教育委員会事務局</u>において処理する。</p>	<p>（庶務） 第8条 会議の庶務は、<u>こども未来部</u>において処理する。</p>

第 2 号議案

令和 4 年度豊岡市一般会計補正予算（第10号）

令和 4 年度豊岡市の一般会計補正予算（第10号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ303,200千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ52,416,409千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第 2 条 繰越明許費の追加は、「第 2 表繰越明許費補正」による。

（地方債の補正）

第 3 条 地方債の変更は、「第 3 表地方債補正」による。

令和 5 年 1 月 19 日 提出

豊岡市長 関 貫 久 仁 郎

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
19. 寄附金		1,075,167	300,000	1,375,167
	1. 寄附金	1,075,167	300,000	1,375,167
23. 市債		3,001,800	3,200	3,005,000
	1. 市債	3,001,800	3,200	3,005,000
歳入合計		52,113,209	303,200	52,416,409

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2. 総 務 費		7,779,934	300,000	8,079,934
	1. 総 務 管 理 費	7,035,489	300,000	7,335,489
9. 消 防 費		1,602,920	3,200	1,606,120
	1. 消 防 費	1,602,920	3,200	1,606,120
歳 出 合 計		52,113,209	303,200	52,416,409

第 2 表 繰越明許費補正

追 加

(単位 千円)

款	項	事業名	金額
9. 消 防 費	1. 消 防 費	城崎分署消防設備・施設整備事業	3,200
計			3,200

第 3 表 地方債補正

変 更

(単位 千円)

起 債 の 目 的	限 度 額	
	補 正 前	補 正 後
消 防 防 災 施 設 整 備 事 業 費	229,600	232,800
〔 救 命 機 器 〕	〔 0 〕	〔 3,200 〕
計	3,001,800	3,005,000

令和4年度豊岡市一般会計
補正予算（第10号）に関する説明書

歳入歳出補正予算事項別明細書

1. 総括
(歳入)

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
19. 寄附金	1,075,167	300,000	1,375,167
23. 市債	3,001,800	3,200	3,005,000
歳入合計	52,113,209	303,200	52,416,409

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計
2. 総務費	7,779,934	300,000	8,079,934
9. 消防費	1,602,920	3,200	1,606,120
歳出合計	52,113,209	303,200	52,416,409

(単位 千円)

補 正 額 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源			一 般 財 源
国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
		300,000	
	3,200		
0	3,200	300,000	0

2. 歳 入

(款) 19. 寄附金

(項) 1. 寄附金

目	補正前の額	補正額	計
2. 総務費寄附金	1,031,197	300,000	1,331,197
計	1,075,167	300,000	1,375,167

(款) 23. 市債

(項) 1. 市債

目	補正前の額	補正額	計
9. 消防債	229,600	3,200	232,800
計	3,001,800	3,200	3,005,000

(単位 千円)

節		説	明
区	分		
1.	総務管理費寄附金	300,000	ふるさと応援寄附金 300,000

(単位 千円)

節		説	明
区	分		
1.	消 防 債	3,200	消防防災施設整備事業債 3,200 救命機器 3,200

3. 歳 出

(款) 2. 総務費

(項) 1. 総務管理費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
5. 財 産 管 理 費	1,667,546	150,000	1,817,546			150,000	
6. 企 画 費	575,761	150,000	725,761			150,000	
計	7,035,489	300,000	7,335,489			300,000	

(款) 9. 消防費

(項) 1. 消防費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
3. 消 防 施 設 費	123,651	3,200	126,851		3,200		
計	1,602,920	3,200	1,606,120		3,200		

(単位 千円)

節		金額	説明
区分			
24. 積立金	150,000	基金管理費 【環境経済課】 150,000 仲田光成記念基金積立金 300 地域振興基金積立金 149,700	
11. 役員費	23,000	ふるさと応援寄附金推進事業費 【環境経済課】 150,000 広告料 17,400 手数料 5,600 業務委託料 127,000 ふるさと応援寄附金業務	
12. 委託料	127,000		

(単位 千円)

節		金額	説明
区分			
17. 備品購入費	3,200	城崎分署消防設備・施設整備事業費 【消防本部】 3,200 事業用備品 3,200	

地方債の前前年度末及び前年度末における現在高並びに
当該年度末における現在高の見込みに関する調書

区 分	前前年度末 現在高	前年度末 現在高	当 該 年 度 中	
			当 該 年 度 中 起 債	
			補正前の額	補 正 額
1. 普 通 債	32,433,342	30,150,527	3,188,900	3,200
(7) 消 防	3,530,437	3,591,986	230,600	3,200
合 計	48,966,557	46,189,535	3,672,400	3,200

(単位 千円)

増減見込み		当該年度末現在高見込額		
見込額	当該年度中 元金償還見 込額	補正前の額	補正額	補正後の額
3,192,100	4,553,809	28,785,618	3,200	28,788,818
233,800	635,477	3,187,109	3,200	3,190,309
3,675,600	6,154,946	43,706,989	3,200	43,710,189

歳入補正予算総括表

款	名	称	補正前の額	補正額	計	
19	寄	附	金	1,075,167	300,000	1,375,167
23	市		債	3,001,800	3,200	3,005,000
歳入合計			52,113,209	303,200	52,416,409	

(単位 千円)

主 な 内 容	
ふるさと応援寄附金	300,000
消防防災施設整備事業債	3,200

歳出補正予算総括表

款	名 称	補正前の額	補 正 額	計
2	総 務 費	7,779,934	300,000	8,079,934
9	消 防 費	1,602,920	3,200	1,606,120
歳 出 合 計		52,113,209	303,200	52,416,409

(単位 千円)

主 な 内 容			
基金管理費	150,000	ふるさと応援寄附金推進事業費	150,000
城崎分署消防設備・施設整備事業費	3,200		

歳出節別補正予算

(単位 千円)

番号	節 別	補正前の額	補 正 額	計
11	役 務 費	457,874	23,000	480,874
12	委 託 料	6,941,832	127,000	7,068,832
17	備 品 購 入 費	372,371	3,200	375,571
24	積 立 金	1,450,007	150,000	1,600,007
歳 出 合 計		52,113,209	303,200	52,416,409

歳出性質別補正予算

(単位 千円)

番号	性 質 別	補正前の額	補 正 額	計
2	物 件 費	9,054,234	150,000	9,204,234
6	普 通 建 設 事 業 費	4,645,992	3,200	4,649,192
(2)	単 独 事 業 費	2,968,987	3,200	2,972,187
10	積 立 金	1,450,007	150,000	1,600,007
歳 出 合 計		52,113,209	303,200	52,416,409

一般会計投資的経費一覧

< 普通建設事業 >

(単位:千円)

事業名		予算額	特定財源			一般財源
			国県支出金	地方債	その他	
消 防 費	城崎分署消防設備・施設整備事業費	3,200		3,200		
	小 計	3,200		3,200		
	合 計	3,200		3,200		

一般会計地方債の内訳

(単位：千円)

起債の種類	事業名	事業内容	予算計上額
緊急防災・減災事業債 (充当率100%)	消防防災施設整備事業	救命機器整備	3,200
	小計		3,200
	合計		3,200